## 1 加入促進の目的

本市では、建設工事に係る競争入札において公平で健全な競争環境を構築するとともに、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進を図るため、社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。以下同じ。)への加入促進に向けた取組みを実施します。

# 2 入札参加資格条件の追加

平成27年10月1日以降の公告から、建設工事に係る一般競争入札における入札参加資格の条件に、社会保険等へ加入していることを追加します。

平成27年度においては、設計金額(税込)3,000万円以上の建設工事が対象です。

平成28年度においては、対象とする建設工事を設計金額(税込) 1,000万円以上とし、また、平成29年度以降の入札参加資格者名簿への登載は、社会保険等に加入していることを条件とします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	社会保険等への加入条件追加	・段階的に拡大	等に加入していること」が必須条件となります。
<u> </u>	平成27年10月1日から 設計金額 3,000万円以上	平成28年4月1日から 設計金額 1,000万円以上	

# 3 確認方法及び取扱い

## (1) 加入状況の確認

社会保険等の加入状況は、最新の「経営事項審査結果通知書」の写しで確認を行います。ただし、同通知書の発行後に社会保険等に加入した場合については、社会保険等に加入したことを証する書類により確認を行います。

### (2) 確認する項目及び内容

「経営事項審査結果通知書」に記載がある、その他の審査項目(社会性)のうち 「雇用保険加入の有無」欄、「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の 有無」欄の全ての欄が「有」又は「除外」で「無」がないことを確認します。

### (3) 適用除外項目

雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入については、適用除外となるケースがあるため、その場合は加入しているものとします。

## (4) 社会保険等未加入者の取扱い

「経営事項審査結果通知書」の写しで確認を行い、「無」が確認された場合、入札参加資格がない者と判断します。

連絡先総務部契約検査課契約係電話の48-571-1211内線2033, 2034